SDD音楽奨学金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、交通遺児育成基金事業の加入者のうち音楽の道を志すものに対して、SDD基金資産を原資として、奨学金等を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条

- (1) SDD(STOP DRUNK DRIVINGの略) 株式会社エフエム大阪(以下「エフエム大阪」という。)が主唱する飲酒運転撲滅プロジェクト
- (2) SDD基金資産 SDDプロジェクトの一環として行われたイベントにおける収益 をエフエム大阪が公益財団法人交通遺児等育成基金(以下「基金」という。) に寄 付した寄付金の一部を積立てた資産であり、音楽の道を志す交通遺児を支援す る事業の原資にするための特定資産
- (3) SDD音楽奨学金 基金定款第4条第1項第1号に基づき、SDD基金資産を原 資として、交通遺児育成基金事業の加入者のうち要件に合致するものに対して給 付する奨学金及び入学支度金

(応募資格)

- 第3条 交通遺児育成基金事業の加入者であって、次のいずれかの学校に進学するものは、SDD音楽奨学金の奨学生に応募できる。
 - (1)音楽大学
 - (2)音楽短期大学
 - (3)大学教育学部教員養成課程音楽専攻
 - (4) 高等学校音楽科
 - 2 前項の規定にかかわらず、高等学校音楽科在学生が交通遺児育成基金事業に加入した場合は、前項(4)の奨学生に応募することができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、満19歳に達して育成給付金の給付が完了した者であっても、高等学校在学中は応募できる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、高等学校在学中に応募してSDD音楽奨学金の給付が内定した者が入学試験に不合格だった場合は、翌年再応募できる。

(給付金額等)

- 第4条 SDD音楽奨学金の金額は、次の通りとする。
 - (1)第3条第1項(1)~(3)に進学する者 入学支度金20万円及び奨学金月額10万円
 - (2)第3条第1項(4)に進学する者 入学支度金10万円及び奨学金月額5万円

- 2 他の音楽関係の給付型奨学金との併給はできない。
- 3 奨学金は、奨学生から在学証明書を受領した後、速やかに支給を開始する。
- 4 入学支度金は、奨学金の第1回目の支給と合わせて支給する。

(給付期間)

第5条 1年。ただし、通常の修業年限まで更新することができる。

(選考方法)

- 第6条 基金の会長(以下「会長」という。)は、SDD音楽奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)による面接・審査を経て、給付を決定する。
 - 2 応募書類、選考委員会の構成、審査方法等は会長が別に定める。

(更新等)

- 第7条 奨学金給付の更新を希望する者は、前年度の学業報告等及び当年度の目標 等の書類を4月末までに会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、選考委員会の審査を経て、更新の可否を決定し、本人に通知する。
- 3 会長は、奨学生が学校を休学又は退学したとき若しくは奨学生として相応しくない行為があったときは、選考委員会の同意を得て、奨学金の支給を停止する。

(財源)

第8条 第4条の奨学金及び入学支度金は、SDD基金資産の運用益及び取崩収入をもって支弁する。

附則

この規程は、平成28年11月11日から適用する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。